


平成30年10月5日(金)
国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所

記者発表資料

 **国道357号（東京湾岸道路）空港北トンネル「夜間全面通行止」**
～トンネル火災に備え、防災設備の点検を行います～

国道357号（東京湾岸道路）「空港北トンネル」において防災設備の点検を実施するため、夜間全面通行止となります。

周辺住民の方や道路利用者の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、現地の案内看板及び誘導により安全に通行していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 日 時：平成30年10月13日（土） 23：30～翌朝5：00
【荒天時は平成30年10月27日（土）に順延します。】
2. 場 所：国道357号（東京湾岸道路） 空港北トンネル（上下線）
（大田区京浜島2丁目地先～同区羽田空港3丁目地先）
3. 規制内容：上下線全面通行止
4. 迂回路：環七通り、第一京浜、産業道路、環八通り（詳細は、別紙をご覧ください。）
5. その他：この点検は、トンネル内に設置されているスプリンクラー、消火栓、消火器、火災検知器等の防災設備動作状況を確認するため定期的を実施しています。

◎報道機関の皆様へ

- ・取材を希望される場合は、前日までに下記問い合わせ先へご連絡をお願いします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問 合 せ 先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 TEL 03-3512-9090（代表）

副所長 あ く つ や す の り
阿久津 保則（内線 204）

施設管理課長 さ か い ま さ と し
酒井 雅利（内線 391）

空港北トンネル防災設備点検の目的について

空港北トンネルは、国道 357 号の大田区京浜島より京浜南運河・羽田空港滑走路下を經由して羽田空港ターミナルに至る延長 1, 487m のトンネルです。トンネル内には火災発生時に道路利用者の安全を確保するため、スプリンクラーや消火栓などの防災設備、換気設備及び排水設備を設置しています。

防災設備については動作状況を確認するため 1 年に 1 回、スプリンクラーの放水試験を実施しており、試験時には噴霧された水が道路利用者の視界を霧状に遮り、安全な通行が出来なくなるため、全面通行止にしています。また、消火栓や消火器などの防災設備についても併せて点検を実施します。



【スプリンクラー設備】

トンネル内に 5m 間隔で 294 個設置されており、車両火災時などに約 50m の範囲を放水し消火作業を行う防災設備です。



また、消火栓、消火器及び火災検知器などの防災設備についても併せて点検を実施します。



【消火栓、消火器設備等】

トンネル内の 50m 間隔に消火栓 58 台、消火器 236 本が設置されています。

この他にも火災探知器 110 台、非常用電話 20 台なども設置されています。